

令和5年9月14日

埼玉県議会公明党議員団
団長 蒲生 徳明 殿

全国柔道整復師統合協議会
共同代表 岸野雅方 田中威勢夫

令和6年度 予算・一般政策に関する要望

1. 埼玉県内のすべての柔道整復師が団体所属の有無によって行政より差別を受けることなく、埼玉県民の健康を守るために共に生きていくことができる社会を作り上げていただきたい。

受領委任を取り扱う柔道整復施術所は、『協定』と『契約』とに分けられます。

公益社団法人所属の柔道整復師は、受領委任に係る委任を受けた地方厚生(支)局長及び都道府県知事と都道府県柔道整復師会との『協定』(三者協定)に基づいて、柔道整復療養費の取扱いを行います。公益社団法人に所属しない柔道整復師は、「三者協定」を遵守する確約を結ぶ(『契約』)ことにより、柔道整復療養費の取扱いを行います。

東京都墨田区は、「医療機関等物価高騰対策緊急支援金」の給付対象事業者について、1回目に続き2回目についても、柔道整復施術所への給付を「東京都柔道整復師会墨田支部」会員(協定)に限定することを決定しました。(資料①参照)

東京都につきましては、「東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金」や「葛飾区福祉施設等経営安定化支援金」など、『協定』柔道整復師だけでなく、『契約』柔道整復師にも差別することなく給付しております。埼玉県につきましても公平にご対応いただいております。

柔道整復施術所は、国や市町村が定める公的価格により経営するものであり、患者の経済状況を鑑みれば物価高騰や電気代高騰の影響を価格に転嫁することができず、経営努力のみで対応し続けることが困難なことは、『協定』や『契約』に関係なくすべての柔道整復施術所に共通するものであります。

埼玉県内のすべての柔道整復師につきましては、引き続き、団体所属の有無によって行政より差別を受けることなく、埼玉県民の健康を守るために共に生きていく社会を作り上げていただくご支援をお願いいたします。

(参考)令和5年3月31日現在の埼玉県内の主な団体別会員施術所数

○公益社団法人埼玉県柔道整復師会:699 (出典:公益社団法人日本柔道整復師会 HP より)

○全国柔道整復師統合協議会 埼玉支部:1,127

※埼玉県内の柔道整復施術所数:2,993 (出典:令和4年度衛生行政報告例)

2. 地域の実情に応じた「柔道整復療養費審査委員会」の審査員構成と、すべての柔道整復師に公平な審査が実施されるようご支援をお願いしたい。

平成11年10月20日に、柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、「柔道整復療養費審査委員会」(以下、「柔整審査会」とする)の設置及び設置要綱が定められました。この柔整審査会の委員は、「施術担当者を代表する者」、「保険者を代表する者」及び「学識経験者」のうちから都道府県保険主管部(局)長が委嘱され、「施術担当者を代表する者」及び「保険者を代表する者」につきましては、それぞれ関係団体の推薦により行わなければならないとされています。

埼玉県では、「埼玉県国民健康保険団体連合会(以下、「埼玉国保連」とする)」及び「全国健康保険協会埼玉支部」に柔整審査会が設置されておりますが、埼玉国保連に設置の「柔道整復療養費審査委員会」の委員につきましては、本会の調査で下記となっております。

- (施術者側2名) 公益社団法人埼玉県柔道整復師会より1名、ほか1名(本会会員団体)
 - (保険者側2名) 公益社団法人埼玉県柔道整復師会より2名
 - (学識経験者3名) 公益社団法人埼玉県柔道整復師会より1名、学識経験者2名
- ※審査委員合計7名のうち、公益社団法人から4名が選出されている。

柔道整復療養費の審査につきましては、すべての柔道整復師に公正かつ適正な審査が行われることが重要であり、地域の実情に応じた審査委員構成となるため審査委員の公募が執り行われますようご支援をお願い申し上げます。

(参考)令和5年3月31日現在の埼玉県内の主な団体別会員施術所数

- 公益社団法人埼玉県柔道整復師会:699 (出典:公益社団法人日本柔道整復師会 HP より)
 - 全国柔道整復師統合協議会 埼玉支部:1,127
- ※埼玉県内の柔道整復施術所数:3,030 (出典:令和2年度衛生行政報告例)

3. 光熱費等の物価高騰の影響を受けているあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所に対して、令和6年度も引き続き「埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金」が交付されるようお願いしたい。

埼玉県におかれましては、「医療提供施設光熱費等高騰対策支援金」においてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所(以下、「施術所等」とする)についても交付対象としていただきました。業界団体として埼玉県議会公明党議員団の皆様のご尽力に対して、心より御礼申し上げます。

要望事項1の中にも記載しておりますが、施術所等につきましては光熱費等の物価高騰だけでなく、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策費用の負担もあり、この影響が長期化すれば施術所運営に甚大な影響が生じることになります。

また、施術所等は国や市町村が定める公的価格により経営するものであり、患者の経済状況を鑑みれば光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁することができず、経営努力のみで対応し続けることは困難であります。

地域の医療・福祉等の提供体制を維持するため、令和6年度におきましても光熱費等の物価高騰の影響が長期化した場合は、施術所等へのご支援をお願い申し上げます。

(連絡先)全国柔道整復師統合協議会
〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-3-17 ナビックビル 5F
TEL:03-6823-0808 FAX:03-6923-0809
E-mail:info.zenseikyo@gmail.com
担当:眞有(まあり) 080-9457-5786

資料① 柔道整復施術所への給付対象の違い

(埼玉県)

交付対象

- 病院
- 有床診療所
- 無床診療所（医科・歯科）
- 分娩取扱助産所
- 保険調剤薬局
- 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づく届出を行っている施設に限る。）

『協定』『契約』問わず、すべての柔道整復師が対象となっている。

※上記施設のうち、次の各要件をいずれも満たす施設が交付対象となります。

- 令和5年5月1日現在において、医療法等に基づく開設許可又は届出を行い、事業を営んでおり、交付申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思がある（令和5年10月31日までに休止・廃止をする見込みがない）こと。
- 埼玉県内に医療提供施設を有すること。
- 令和5年5月1日以降、埼玉県の他の光熱費等高騰対策支援金を重複して申請していないこと。
- 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（暴力団等）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- 全ての申請条件を満たしていること。虚偽が判明した場合は、交付決定の取消や本支援金の返還等に応じること。

(東京都墨田区)

II 事業者支援に関する事業

96,940千円

医療機関等物価高騰対策緊急支援金給付事業費（保健衛生担当）

51,640千円（財源内訳 一般財源51,640千円）

地域医療等の基盤体制の維持を図るため、区内の医療機関等に対し、物価高騰に係る緊急支援金を給付します。

給付額

1施設につき**10万円**

東京都柔道整復師
墨田支部会会員限定
としている。

対象事業者

- ①墨田区医師会、②東京都向島歯科医師会、③東京都本所歯科医師会、④墨田区薬剤師会、⑤東京都訪問看護ステーション協会墨田支部、⑥東京都柔道整復師会墨田支部、⑦東京都助産師会、⑧東京都はり・きゆう・あん摩マッサージ指圧師会、⑨東京都鍼灸師会

資料② 茨城県における柔整審査会公募例

茨城県柔道整復療養費審査委員会の審査委員に係る公募要領

1. 趣旨

茨城県柔道整復療養費審査委員会(以下「柔整審査会」という)の審査委員に係る公募について定めるものという。

2. 公募人数

柔整審査会の委員において、施術担当者を代表するものを5名公募する。

3. 委嘱任期

柔整審査会の審査委員の委嘱任期は、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間とする。また、審査委員は、再任されることができる。

4. 応募の条件

次の条件を満たす者であること。

(1) 関係団体の推薦が得られる者とする。(施術担当者を代表する者を推薦する団体は、当該団体に所属する会員等に対し、柔道整復に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものであること。)

(2) 受領委任の取扱いの中止措置を受けていない者とする。

5. 推薦する団体が必要とする事項

施術担当者を代表する者を推薦する団体は、団体の法人名・所在地・役員等氏名および会員数等の概要を記した書類(パンフレット等)、令和2年度及び令和3年度中に当該団体に所属する会員等に対し、柔道整復に係る療養費制度に関する指導や周知活動等を適切に実施しているものと判る資料を令和4年9月20日(月)までに、全国健康保険協会茨城支部に提出(必着)すること。

6. 公募期間及び応募方法

令和4年9月26日(月)まで(必着)に所定の茨城県柔道整復療養費審査委員会審査委員推薦書、茨城県柔道療養費審査委員会審査委員申込書を全国健康保険協会茨城支部に提出すること。

7. 選考方法

(1) 柔整審査会の委員として、公正かつ適正な審査を行える者を選考する。

(2) その他、柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱の各号の要件をみたした者であること。

なお、選考結果は推薦する団体に書面により通知する。



全国柔道整復師統合協議会

～すべての柔道整復師の社会的地位向上・業界の健全な発展、そして未来を創る～

団体概要と役員一覧

(概要)

名称:全国柔道整復師統合協議会 (略称:全整協)

代表:岸野雅方 田中威勢夫

所在地:

(東京事務所)〒136-0071 東京都江東区亀戸2-3-17 ナビックビル5F

(大阪事務所)〒530-8556 大阪府大阪市北区曽根崎2-2-1

連絡先:03-6823-0808 FAX:03-6823-0809

E-mail:info.zenseikyo@gmail.com

構成員数:15,149ヶ所(柔道整復師の施術所数) ※令和5年3月31日現在

構成団体:日本個人契約柔整師連盟

一般社団法人全国柔道整復師連合会

協同組合中央接骨師会

次世代を担う柔道整復師改革推進協議会

(役員一覧)

共同代表 岸野 雅方 (日本個人契約柔整師連盟 会長)

田中 威勢夫 (一般社団法人全国柔道整復師連合会 代表理事)

理事 塚原 康夫 (日本個人契約柔整師連盟 事務局長)

福島 睦 (日本個人契約柔整師連盟 理事)

橋本 和也 (日本個人契約柔整師連盟 理事)

栗本 大士 (日本個人契約柔整師連盟 理事)

近藤 昌之 (一般社団法人全国柔道整復師連合会 常任理事)

田畑 興介 (一般社団法人全国柔道整復師連合会 常任理事)

大平 雄伸 (一般社団法人全国柔道整復師連合会 常任理事)

藤井 茂 (協同組合中央接骨師会 理事長)

中尾 充 (次世代を担う柔道整復師改革推進協議会 代表理事)

※公的機関への委員輩出

田畑 興介	社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」 専門委員
塚原 康夫	社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」 専門委員
林原 崇浩	柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するワーキング・グループ 構成員
田中 威勢夫	社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」 専門委員 歴任
近藤 昌之	社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」 専門委員 歴任

これまでの主な活動報告



東京約6,000人、愛知県、群馬県など新型コロナワクチン大規模接種の取りまとめを行う



社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」に専門委員を輩出



全国の請求代行団体及び柔道整復師が集まり、厚生労働省の担当官7名に政策提言



全国の自治体に物価・原油価格等の高騰による施術所への支援を求める要望書を提出



マイナ保険証を活用したオンライン資格確認に関する厚生労働省との意見交換



山口泰明 自民党組織運動本部長に要望書を提出



加藤勝信 厚生労働大臣に要望書を提出



田村憲久 厚生労働大臣に要望書を提出



二階俊博 自民党幹事長に要望書を提出



武見敬三 自民党参議院議員に要望書を提出



「柔道整復師の業務を考える議員連盟」に要望書を提出



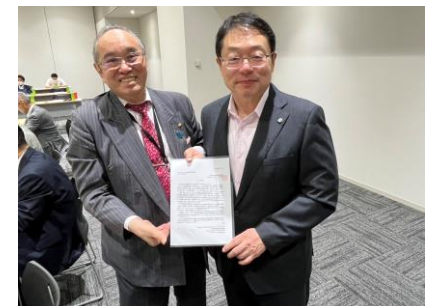
高木陽介 公明党政務調査会長に要望書を提出



公明党政策要望懇談会で政策提言を行う



伊佐進一 厚生労働副大臣に要望書を提出

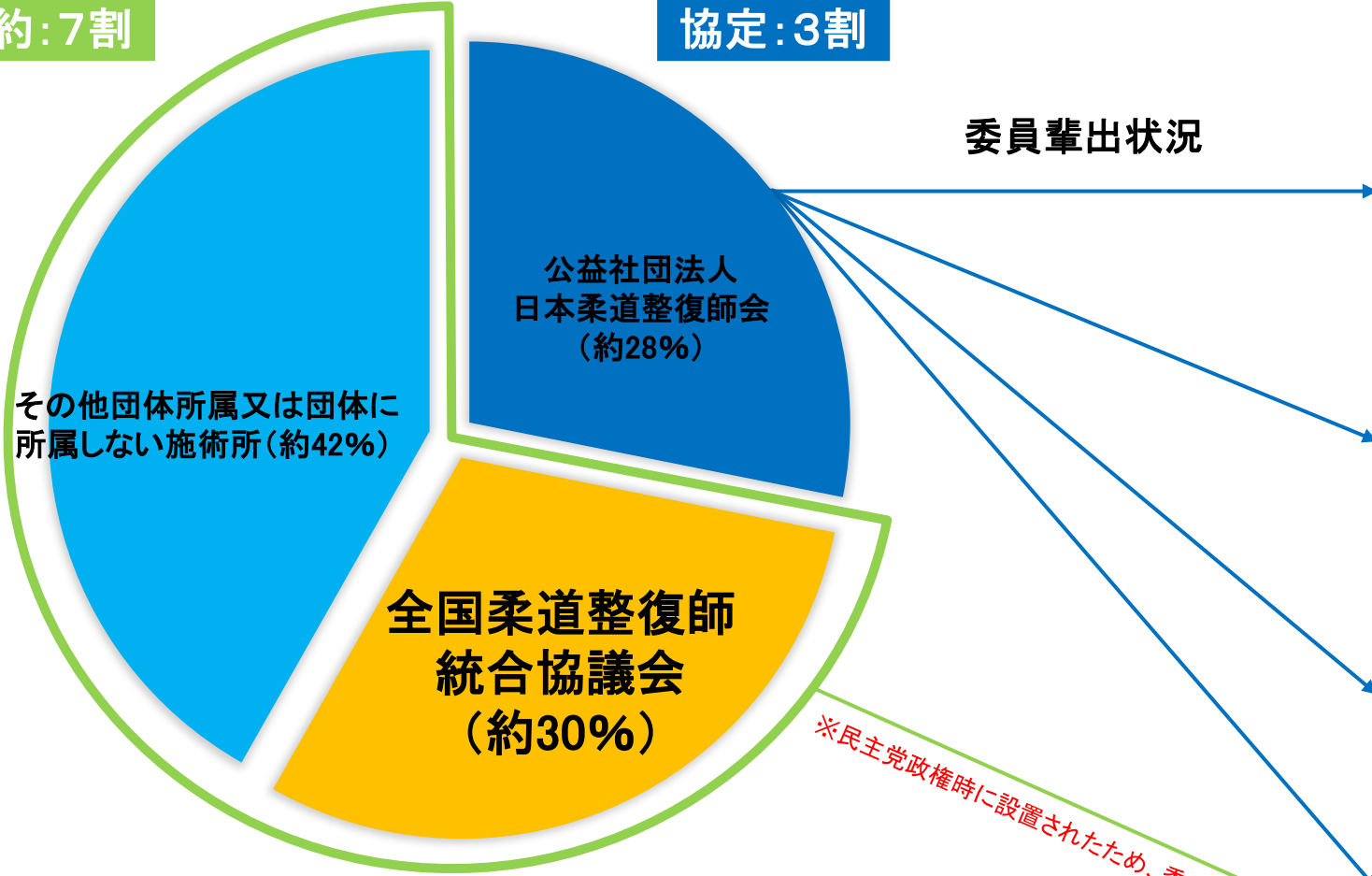


公益社団法人全国柔道整復学校協会に要望書を提出

業界相関図

契約：7割

協定：3割



委員輩出状況

柔道整復療養費を審査する公的審査
会への審査委員輩出
(柔道整復療養費審査委員会)

あん摩・はりきゅう・柔整の広告ガイド
ラインを決める検討会
(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師
等の広告に関する検討会)

柔道整復師の質の向上を図る学校
カリキュラムを改善する検討会
(柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会)

柔道整復療養費を中・長期的な視点
で議論する委員会
(柔道整復療養費検討専門委員会)

※民主党政権時に設置されたため、委員を輩出できた。

内訳	構成員数	数字の根拠
①公益社団法人日本柔道整復師会	14,172	令和5年3月31日現在 ※HPにて確認
②全国柔道整復師統合協議会	15,149	令和5年3月31日現在 ※HPにて確認
その他団体に所属又は団体に所属しない施術所	21,043	「令和2年度衛生行政報告例(令和2年12月31日現在)」の柔道整復施術所50,364ヶ所から①、②を差し引いた数

(参考資料)これまでの柔道整復師業界への各政党からの支援

民主党～立憲民主党



「統合医療を普及・促進する議員の会「柔道整復師小委員会」」を25回開催。**社団法人日本柔道整復師会(当時)をはじめ、全国から業界団体が集まり、政府や行政への政策提言を行った。**

柔道整復療養費の改定、東日本大震災の一部負担金猶予など多くの諸問題解決を厚生労働省や財務省等を交えて行ったことは、以後の業界活動に一石を投じた。



民主党政権時に設置された**社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」**は、現在も柔道整復療養費の中・長期的な視点での議論が行われている。

第1回で座長は、「**療養費の決定を、平場で、透明性のあるプロセスで決定するということは初めてということであり、非常に意義のあることだと思っております**」と発言した。

第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説において、**健康寿命を伸ばすとの観点から、統合医療の積極的な推進について検討を進めることを明言。**

前政権では約8千万円だった統合医療への予算を、**民主党政権では約10億円と大幅に引き上げ、漢方、鍼灸、柔道整復など統合医療の科学的根拠の確立を目指した。**

具体的な取組②

- 「統合医療」に関する知見の創出を目的として、厚生労働科学研究を実施。
 - 平成21年度 8課題(予算額:約8千万円)
 - 平成22年度 34課題(予算額:約10億円)
 - 平成23年度 36課題(予算額:約8億4千万円)
- 並行して「統合医療」に関する実態把握等を目的として、平成22年度の厚生労働科学研究特別研究において、以下について研究を実施。
(予算額:約1,200万円)
 - 「統合医療」に関する科学的な評価法の検討
 - 国民による「統合医療」利用の調査
 - 海外における情報発信に関する調査 等

自由民主党



伝統医療「柔道整復術」で地域医療と社会に貢献

古くから「はねつぎ」と言われた柔道整復師による「接骨院」は、地域に根差す重要な医療機関として存在しています。公益社団法人日本柔道整復師会(日整)は、昭和28年の発足以来、日本の伝統技術である柔道整復術を守り継承を続けている。会員に1万5千人の会員を擁する業界団体です。日整を母体とする日本柔道整復師連盟は柔道整復師業界を代表し、料金改定やさまざまな制度改正の議論を通じ、国(主に厚生労働省)と交渉する日整を政治面で支えています。

375 柔道整復師の活動の支援

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件強化(実務経験と研修)を着実に実施するとともに、今後の料金改定も含め、柔道整復に関する制度の更なる改革を目指します。また、地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を確立させます。なお、日本伝統医療としての柔道整復術が未来永劫継承されるようその保護に努めます。

自由民主党ホームページの『連載シリーズ「#ニッポンの仕事」』の中で、伝統医療である「柔道整復術」が地域医療と社会に貢献と掲載された。

自由民主党の総合政策集2022 J-ファイルに、選挙公約の一つとして盛り込まれた。
※2019年、2017年にも盛り込まれている。

日本維新の会

柔道整復師によるレントゲン撮影に関する法律案 【柔道整復師法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

柔道整復師は、医師の同意がなくても脱臼又は骨折の患部に応急手当をすることが認められているが、その際に、レントゲン撮影が認められていない。
→ レントゲン撮影により、脱臼又は骨折の患部の状態を確認できるようにする必要がある。

柔道整復師に、施術所において脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合におけるその患部の状態の確認のためのレントゲン撮影を認める。

「柔道整復師によるレントゲン撮影に関する法律案」を日本維新の会が提出。柔道整復師に、施術所において脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合における患部の状態の確認のためにレントゲン撮影を認めさせようとするもの

(主な取組①) 中立・公平な柔道整復療養費審査委員会への改革

＜柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱＞ 抜粋

(目的)

柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、柔道整復療養費審査委員会の設置要綱を定めることを目的とする。

(組織)

委員の総数は、各都道府県における療養費の支給申請書の審査件数に応じて、都道府県保険主管部(局)長が定めるものとする。



中立・公平に行われなければならない審査が、不公平な審査員構成等で実施されていない。

	【協定】 柔道整復師	【契約】 柔道整復師
受領委任を取り扱う 全国の施術管理者数	15,013人	31,857人
(比率)	32.0%	<u>68.0%</u>
全国94の柔道整復療養費審査 委員会における審査員数	299人	72人 (44/94審査会)
(比率)	80.6%	<u>19.4%</u>
全国66の面接確認委員会 における委員数	102人	23人 (20/66委員会)
(比率)	81.6%	<u>18.4%</u>

地域の実情の応じた中立・公平な
審査員・委員構成を求めていく。



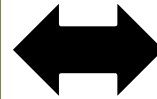
全国の接骨院約3割の【協定】柔道整復師
(公益社団法人都道府県柔道整復師会)が、
全国の審査会の約8割の審査員等を占めて
いる。

(主な取組②)「整骨院」の名称使用存続

■柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
柔道整復師法第24条4項「その他厚生労働大臣が指定する事項」により、
施術所に関して広告し得る事項として、【ほねつぎ(又は接骨)】と定めら
れている。

～全国の保健所が「整骨院」名称を認めた結果～

■「整骨院」名称数(令和4年3月31日現在の弊社会員施術所調査より)
整骨院:8,691ヶ所(57.0%) 接骨院:6,550ヶ所(43.0%)



■「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告
に関する検討会」(2018年5月10日～)

構成員より、『「整骨院」の表記が増えているが、整骨院とは何をするとこ
なのか、施術内容から考えても理解できず、多くの国民が気軽に利用し
ている整体院にあやかり、同様に気軽な気持ちで利用しようという心理を
期待しているとしか思えない』等の意見が出されている。

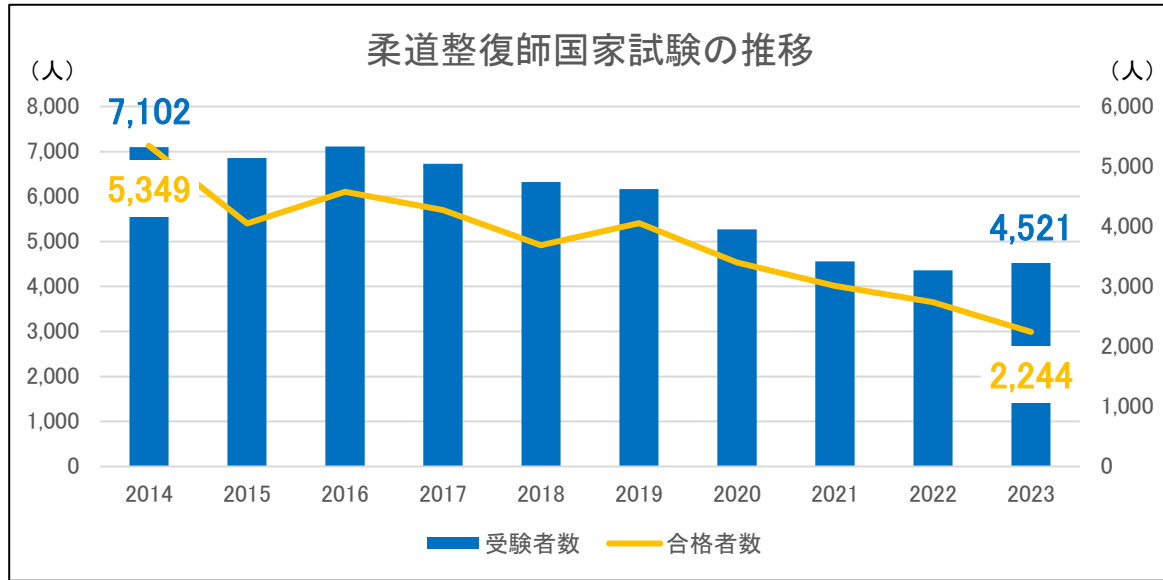
※「整骨院」の名称使用存続の是非が議論されている。

柔道整復師の国家資格者による「整骨院」の名称使用を不可とされた場合、告示改正等により「整骨院」の名称独占を行わなければ、いわゆる無資格者による「整骨院」名称での開業を阻止できず、「整骨院」名称は永久に残ることになる。国家資格者による「整骨院」名称の使用存続を求めていく。

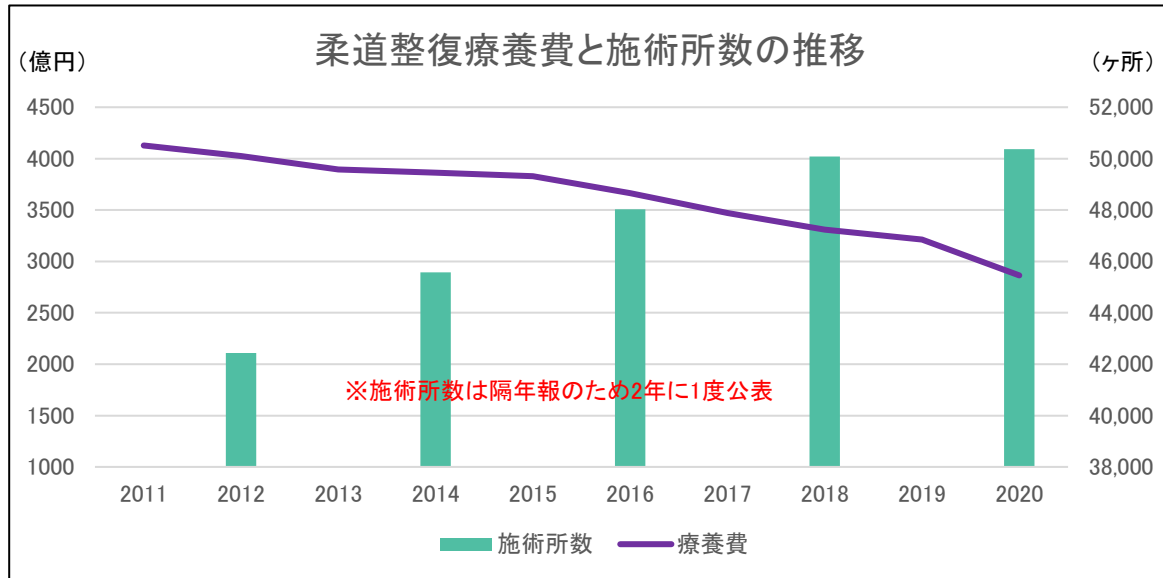
国民に広く認知
されている「整骨院」

- 厚生労働省:「**整骨院**や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫・・・」と記載
- 独立行政法人国民生活センター:「**整骨院**の整体施術の中途解約に関する紛争」と記載
- 東京都江戸川区:「医療機関や接骨院、**整骨院**から江戸川区への・・・」と記載
- 公益社団法人日本整形外科学会:「**整骨院**(接骨院)で柔道整復師が捻挫や打撲に・・・」と記載
- 全国健康保険協会:「柔道整復師(**整骨院**・接骨院)のかかり方」と記載
- 健康保険組合連合会:「**整骨院**や接骨院、鍼灸院について」と記載
- 日本航空健康保険組合:「**整骨院**や接骨院で健康保険が使える施術(治療)は限られています」と記載
- 朝日新聞:「**整骨院**に関するトピックス」と記載
- 株式会社帝国データバンク:「**整骨院**・療術・マッサージ業社の経営実態調査」と記載
- 一般社団法人千葉県子ども会育成連合会:「保険診療を行っている接骨院・**整骨院**であれば対象となります」と記載
- フジテレビドラマ『地獄のガールフレンド』:「ひまわり**整骨院**の柔道整復師:石原役を俳優の〇〇氏が演じた」と記載

(主な取組③) 接(整)骨院の未来と柔道整復師の育成



(出典)厚生労働省「柔道整復師国家試験の学校別合格者状況」



(出典)厚生労働省「国民医療費の概況」、「衛生行政報告例」

- ・受験者数は、10年で2,581名(36.3%)減少した。
- ・合格者数は、10年で3,105名(58.1%)減少した。
- ・2020年の養成施設及び大学の定員は6,760名、2023年3月の受験者数は4,521名であり、**学校定員の充足率は約67%**となる。
※養成施設と大学の学生の受験年は異なるため、推定値とする。
- ・公益法人役員による国家試験問題漏洩により、**柔道整復師という医療職を目指す者がより一層激減する可能性も指摘**される。

協定や契約の施術者団体だけでなく、学校協会や国民を交えた議論を求めていく。

- ・療養費は、10年で1,264億円(30.7%)減少した。
- ・施術所数は、10年で7,933ヶ所(15.7%)増加した。
- ・1院当たりの療養費平均売上は、79万円/月⇒47万円/月に減少した。これから、施術所で必要な家賃、光熱費、衛生材料、従業員給料、各種リース等が差し引かれる。
- ・ケガの施術だけでなく、予防医学の観点からケガをしにくい体作りに取り組む施術所も増えている。

目指すビジョン

国民医療の一翼を担う持続性
のある療養費制度の存続

- ・ 国民の負担軽減と利便性を考慮した「受領委任」制度の堅持
- ・ 全ての柔道整復師に公平、公正な「柔整審査会」の基盤作り
- ・ 保険者との信頼関係によって構築された「復委任団体」の存続

徒手整復の無限の可能性を
秘めた業務範囲の拡大

- ・ 柔道整復の業を行う施術所における合法的な「自由診療」の確立
- ・ 外傷性の疾患から「運動器系疾患」への業務範囲の拡大
- ・ 医療協力体制とあん摩はりきゅう、介護分野との併給施術協力の構築

IT改革を含めた業界未来を
守る百年の礎を構築

- ・ 全ての施術所へ「電子・オンライン請求、オンライン資格確認」導入
- ・ 患者の立場での広告ガイドライン制定と業界自主規制の構築
- ・ 業界の代弁者たる国会議員の輩出